

船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年7月8日 20時00分ごろ
発生場所	青森県深浦町深浦港北西方沖 深浦港深浦防波堤灯台から真方位315° 15海里付近 （概位 北緯40° 49.4′ 東経139° 41.5′）
インシデントの概要	漁船第三十八霧島丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年2月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十八霧島丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	AM2-5296（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業中、船長が、いか釣り漁の目的で集魚灯を点灯した際、集魚灯が突然不調となったので、直ちに機関室を点検したところ、主機と直結した軸発電機から火花が発生し、黒煙が出ているのを認めて操業を断念し、主機を停止した後、無線電話で救助を求め、2隻の漁船にえい航され、深浦港に入港した。</p> <p>本船は、修理業者が調査したところ、操舵室前部の落とし窓の水抜き穴が目詰まりを起こし、落とし窓に入り込んだ水が機関室内の電線及び配管貫通孔を經由して軸発電機内に浸入し、軸発電機の電機子コイル等が短絡して焼損したことが判明した。</p>
分析	本船は、操業中、操舵室前部の落とし窓の水抜き穴が目詰まりを起こし、落とし窓に入り込んだ水が機関室内の電線及び配管貫通孔を經由して軸発電機内に浸入し、軸発電機の電機子コイル等が短絡して焼損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、操舵室前部の落とし窓の水抜き穴が目詰まりを起こし、落とし窓に入り込んだ水が機関室内の電線及び配管貫通孔を經由して軸発電機内に浸入し、軸発電機の電機子コイル等が短絡して焼損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船体各部を常に点検し、排水不良等があった場合にはすぐに対処すること。・ 電線等の貫通孔に、防水コーミングを施工することが望ましい。・ 定期的に絶縁抵抗測定等、電気的なメンテナンスを行うことが望ましい。
--	--